八　下請中小企業振興法に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画に関すること。

九～十三の五　（略）

十四～二十六　（略）

（建設産業課の所掌事務）

第八十三条　建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　第八十一条第三号から第七号まで、第七号の三から第十三号の五まで及び第十六号の二から第十六号の四までに掲げる事務に関すること。

二　（略）

（建設産業第一課の所掌事務）

第八十三条の二　建設産業第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

（削る）

三　下請中小企業振興法に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画に関すること。

十～十三の六　（略）

十四～二十六　（略）

（建設産業課の所掌事務）

第八十三条　建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　第八十一条第三号から第七号まで、第七号の三から第十三号の六まで及び第十六号の二から第十六号の四まに掲げる事務に関すること。

二　（略）

（建設産業第一課の所掌事務）

第八十三条の二　建設産業第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　建設業者の組織する中小企業等協同組合、協業組合及び商工組合に関すること。

四　下請中小企業振興法に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画に関する事務のうち、建設業者に係るものに関すること。

四　（略）

（建設産業第二課の所掌事務）

第八十三条の三　建設産業第二課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　第八十一条第九号から第十三号の四まで及び第十六号の二から第十六号の四までに掲げる事務に関すること。

二　（略）

（削る）

三　下請中小企業振興法に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画に関すること（建設産業第一課の所掌に属するものを除く。）。

五　（略）

（建設産業第二課の所掌事務）

第八十三条の三　建設産業第二課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　第八十一条第十号から第十三号の五まで及び第十六号の二から第十六号の四までに掲げる事務に関すること。

二　（略）

三　測量業者、建設コンサルタント、地質調査業者、宅地建物取引業者、不動産特定共同事業者、マンション管理業者、住宅宿泊管理業者、賃貸住宅管理業者及び不動産鑑定業者の組織する中小企業等協同組合、協業組合及び商工組合に関すること。

四　下請中小企業振興法に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画、異分野連携新事業分野開拓計画及び経営力向上計画、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づく地域産業資源活用事業計画及び地域産業資源活用支援事業計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等